

債権回収実務から見た新民事執行法の改正ポイント（Q & A）

金銭債権を持つ債権者になったとき、債務者の資力調査ができないことから、債権の回収をあきらめざるを得ないことがあります。

このような問題に対応するため、今般、民事執行法が改正され、令和２年４月１日から施行されています。この改正により、債権者が債務者に対して判決を得ているような場合には、債務者が有する預金・株式、不動産、給与の情報を取得できるようになりました。新しい制度は、金銭債権の回収に役立つものであり、実務的に有用です。そこで当事務所では、改正民事執行法のポイントに関するQ & A集を作成しましたので、ご送付致します。

改正民事執行法を利用した金銭債権の回収を含め何か債権回収についてご相談ある場合は、当事務所までご相談いただければと存じます。

協和綜合法律事務所

〒530-0017 大阪市北区角田町８－１ 梅田阪急ビルオフィスタワー３４階

電話 ０６－６３１１－８８００ FAX ０６－６３１１－８８０６

URL : <http://www.kyowa-sogo.gr.jp>

弁護士法人協和綜合パートナーズ法律事務所

〒100-0006 東京都千代田区有楽町１丁目７番１号 有楽町電気ビル南館１１階

電話 ０３－３２１６－１１７１ FAX ０３－３２１６－１１７３

（中国上海・上海大成律師事務所駐在）

弁護士 稲川真也

目 次

I 総 論

Q 1 令和 2 年 4 月 1 日から施行されている改正民事執行法の内容のうち、債権回収の役に立つ制度を教えてください

II 従来からある制度

Q 2 債務者の預貯金の調査をする方法として、従来は、どのような制度がありましたか。

III 預貯金債権に関する情報取得手続

Q 3 - 1 改正民事執行法では、債務者の預貯金の調査をする方法として、どのような制度が新設されましたか。その制度によって、入手できる債務者の情報とはどのようなものですか。

Q 3 - 2 改正民事執行法の預貯金債権に関する情報取得手続に基づいて、債務者の預貯金の調査をするには、どのような要件が必要ですか。

Q 3 - 3 預貯金債権に関する情報取得手続で、対象とできる金融機関はどうなっていますか。

IV 振替社債等に関する情報取得手続

Q 4 - 1 債務者は、預貯金以外にも上場株式や社債を持っていることも考えられますが、これらの資産についても預貯金のような情報取得手続はないのでしょうか。そのような制度があれば概要を教えてください。

Q 4 - 2 振替社債等に関する情報取得手続を申し立てるための要件を教えてください。

V 不動産に関する情報取得手続

Q 5 - 1 債務者が持っている不動産についても、情報取得手続が新設されたと聞きましたが、これはどのような内容でしょうか。

Q 5－2 不動産に関する情報取得手続を申し立てるための要件を教えてください。

Q 5－3 不動産に関する情報取得手続を申し立てるための要件とされている，財産開示手続とはどのような手続でしょうか。

VI 給与債権に関する情報取得手続

Q 6－1 給与についても，第三者からの情報取得手続が新設されたと聞きましたが，これはどのような制度なのでしょう。預貯金債権に関する情報取得手続等，他の手続と大きく異なる点はあるのでしょうか。

Q 6－2 給与債権に関する情報取得手続を申し立てるための要件を教えてください。

Q 6－3 給与債権に関する情報取得手続の対象となる機関はどこですか。

Q 6－4 給与債権に関する情報取得手続によって，どのような情報を取得することができますか。

Q 6－5 給与債権に関する情報取得手続は，その金銭債権が限定されており，「人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権」が対象となるとのことですが，例えば交通事故で人身事故となった場合の慰謝料はどうなるのでしょうか。

Q 6－6 養育費等の債権や人の生命・身体の侵害による損害賠償請求権を弁済により代位取得した者は，給与債権に関する情報取得手続の申立ができるのでしょうか。

VII その他留意すべき事項

Q 7 第三者からの情報取得手続を利用しようとするにあたって，普段から注意しておくべきことはありますか。

Q & A

I 総 論

【改正の概要】

Q 1 令和2年4月1日から施行されている改正民事執行法の内容のうち、債権回収の役に立つ制度を教えてください

A 1 「第三者からの情報取得手続」という制度が新設されました。これによって、従来よりも債務者の資産調査が容易になりました。

この手続によって、一定の要件を満たせば、債権者が裁判所に申し立てること
で、債務者が有する預金・株式・社債、不動産、給与などの情報を取得すること
ができるようになりました。これによって今まで分からなかった債務者の資力状
況を知ることができるようになりました。

ただし、不動産に関する情報取得手続は、まだ施行されていませんので、ご留
意ください。令和3年5月16日までに施行される予定ですが、具体的な日にち
は決まっていません¹。

II 従来からある制度

【弁護士法23条の2に基づく弁護士会照会】

Q 2 債務者の預貯金の調査をする方法として、従来は、どのような制度があり
ましたか。

A 2 債務者の預貯金の調査をする方法として、従来から、弁護士法第23条の2に
基づく弁護士会照会という制度があります。

弁護士会照会による預金照会は、あくまでも大阪弁護士会と各金融機関との申

¹ これは、登記所（法務局のことです。）での不動産に関する情報管理体制を新たに整備し
なければならず、時間がかかるためです。

し合わせに基づいて行われており、金融機関によって運用が異なります。現時点で主要な金融機関での運用は、次のとおりです。なお実費（弁護士費用を除きます。）は、各金融機関とも1件当たり6000円から7000円程度です。

ア ゆうちょ銀行

確定判決、仮執行宣言付判決、和解調書、公正証書があれば、預金口座の有無・残高を回答してもらえます。

イ 三井住友銀行・みずほ銀行

確定判決、仮執行宣言付判決、和解調書があれば、預金口座の有無・残高を回答してもらえます。

但し、ゆうちょ銀行と違い、公正証書では回答してもらえません。

ウ 三菱UFJ銀行

確定判決、和解調書があれば、預金口座の有無・残高を回答してもらえます。

但し、仮執行宣言付判決や公正証書では回答してもらえません。

Ⅲ 預貯金債権に関する情報取得手続

【預貯金債権に関する情報取得手続の概要】

Q 3－1 改正民事執行法では、債務者の預貯金の調査をする方法として、どのような制度が新設されましたか。その制度によって、入手できる債務者の情報とはどのようなものですか。

A 3－1 「預貯金債権に関する情報取得手続」という制度が新設されました。

この制度を利用することにより、金融機関から

- ・ 債務者の預貯金債権の存否
- ・ 預貯金債権があるときは、預貯金債権を取り扱う店舗、預貯金債権の種別、口座番号及び額

に関する情報を取得できるようになりました。ただし、取引履歴などの過去に処分された債務者の預貯金に関する情報は含まれません。

【預貯金債権に関する情報取得手続の申立要件】

Q 3－2 改正民事執行法の預貯金債権に関する情報取得手続に基づいて、債務者の預貯金の調査をするには、どのような要件が必要ですか。

A 3－2 第1に、確定判決、仮執行宣言付判決、仮執行宣言付支払督促、和解調書、公正証書など執行力のある債務名義を持っていることが必要です。私的な合意書・示談書等では、裁判所に情報取得手続の申立てをすることができません。また、Q 2でご説明した弁護士会照会では、公正証書や仮執行宣言付判決では照会に応じない金融機関もあり、この点は両制度の違いといえます。

第2に、これらの執行力のある債務名義によって、債務者に対して差押等の強制執行をしたものの、完全な弁済を得られなかったことが要件となります。これを「強制執行の不奏功等」の要件といいます²。弁護士会照会では、「強制執行の不奏功等」は要件となっていないので、この点は、両制度の大きな違いです。

² 強制執行をして金銭債権の完全な弁済を受けられない場合のほか、次のような場合は「強制執行の不奏功等」の要件を満たすとされています。

ア 債権者が担保権の配当において金銭債権の完全な弁済を受けられない場合。

イ 債権者が、知っている債務者の財産に強制執行をしても、金銭債権の完全な弁済を得られないことを疎明（一応説明すること）した場合

【預貯金債権に関する情報取得手続で対象となる金融機関】

Q 3－3 預貯金債権に関する情報取得手続で、対象とできる金融機関はどうなっていますか。

A 3－3 我が国で預貯金の取扱いをする機関を広く対象とできます。

具体的には、①銀行、②信用金庫、③信用金庫連合会、④労働金庫、⑤労働金庫連合会、⑥信用協同組合、⑦信用協同組合連合会、⑧農業協同組合、⑨農業協同組合連合会、⑩漁業協同組合、⑪漁業協同組合連合会、⑫水産加工業協同組合、⑬水産加工業協同組合連合会、⑭農林中央金庫、⑮株式会社商工組合中央金庫、⑯独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構です。また、我が国に支店を設けて預貯金の受入れをしている外国銀行も含まれます。

預貯金債権に関する情報取得手続を利用するに際しては、これらの金融機関について、支店を特定する必要はありません。

IV 振替社債等に関する情報取得手続

【振替社債等に関する情報取得手続の概要】

Q 4－1 債務者は、預貯金以外にも上場株式や社債を持っていることも考えられますが、これらの資産についても預貯金のような情報取得手続はないのでしょうか。そのような制度があれば概要を教えてください。

A 4－1 改正民事執行法により、「振替社債等に関する情報取得手続」という手続が新設されました。

ア 情報取得できる上場株式等

上場株式、投資信託受益権、社債、地方債、国債等です（以下「上場株式等」といいます。）。法律上は、「振替社債等」と略称されます。

イ 情報取得の対象となる機関

情報取得の対象となるのは「振替機関」及び「口座管理機関」です。具体的な、振替機関としては、株式会社証券保管振替機構（国債以外の振替社債等を扱う機関）、日本銀行（国債を扱う振替機関）があります。また、口座管理機関としては、証券会社等の金融商品取引業者や銀行等があります。

ウ 取得できる情報

- ・ 債務者の有する上場株式等の存否
- ・ 上場株式等が存在するときは、その銘柄・額又は数。

【振替社債等に関する情報取得手続の申立要件】

Q 4－2 振替社債等に関する情報取得手続を申し立てるための要件を教えてください。

A 4－2 預貯金債権に関する情報取得手続と同様です。第1に、確定判決、仮執行宣言付判決、和解調書、公正証書など執行力ある債務名義を持っていること、第2に強制執行の不奏功等の要件を満たすことが必要です。

V 不動産に関する情報取得手続

【不動産に関する情報取得手続の概要】

Q 5－1 債務者が持っている不動産についても、情報取得手続が新設されたと聞きましたが、これはどのような内容でしょうか。

A 5－1 「不動産に関する情報取得手続」が新設されました。

一定の要件を満たせば、裁判所に申し立てることにより、登記所（法務局）か

ら、債務者が所有権の登記名義人である土地又は建物等の登記情報の提供を受けることができます。

ただし、Q 1 のとおり、不動産の情報取得手続に関する改正民事執行法は、現時点では施行されていませんので、この点ご注意ください。

【不動産に関する情報取得手続の申立要件】

Q 5 - 2 不動産に関する情報取得手続を申し立てるための要件を教えてください

A 5 - 2 第 1 に、預貯金債権に関する情報取得手続と同様、確定判決、仮執行宣言付判決、和解調書、公正証書など執行力のある債務名義を持っていることが必要です。

第 2 に、強制執行の不奏功等の要件を満たすことが必要です (Q 3 - 2 参照)。

第 3 に、上記の 2 つの要件とは別に「財産開示手続」を経ている必要があります。これを「財産開示手続前置」といいます。これは、預貯金債権に関する情報取得手続、振替社債等に関する情報取得手続では要求されない要件です。財産開示手続については Q 5 - 3 で説明します。不動産に関する情報取得手続の申立は、財産開示手続の期日から 3 年以内に、裁判所にしなければなりません。

【財産開示手続の概要】

Q 5 - 3 不動産に関する情報取得手続を申し立てるための要件とされている、財産開示手続とはどのような手続でしょうか。

A 5 - 3 財産開示手続とは、債権者の申立てにより裁判所が債務者を呼び出して、その財産について、債務者に陳述させるという制度です。

ア 財産開示手続の申立要件

第1に、確定判決、仮執行宣言付判決、和解調書、公正証書、支払督促など執行力ある債務名義を持っていることが必要です。従来は手続の申立権者が、確定判決等を有する債権者に限定されていたのですが、今回の改正民事執行法では、仮執行宣言付判決、仮執行宣言付支払督促、公正証書等が新たに追加されました。

第2に、強制執行の不奏功等の要件を満たす必要があります。これは、Q3-2で説明したとおりです。つまり、不動産に関する情報取得手続を申し立てるためには、i：まず執行力のある債務名義を得たうえで、ii：強制執行の不奏功等の要件を満たし、iii：さらに財産開示手続を経る必要がある、ということになります。

イ 今回の改正民事執行法で強化された点

従前の民事執行法下での財産開示手続は、裁判所が呼び出しをしても債務者が出頭しなかったり、出頭したとしても正当な理由なく陳述を拒否する事例が多く、債務者の資産調査手続としては実効性が上がっていませんでした。そこで、今回の改正民事執行法では、債務者が財産開示手続における義務に違反した場合に罰則を強化しました。今までの罰則は30万円以下の過料でしたが、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金としました。

VI 給与債権に関する情報取得手続

【給与債権に関する情報取得手続の概要】

Q6-1 給与についても、第三者からの情報取得手続が新設されたと聞きましたが、これはどのような制度なのでしょう。預貯金債権に関する情報取得手続等、他の手続と大きく異なる点はあるのでしょうか。

A 6－1 「給与債権に関する情報取得手続」という制度が新設されました。一定の要件を満たせば、この手続により、給与から住民税を徴収している市町村や、厚生年金保険の事務を取り扱っている日本年金機構等から、債務者の勤務先を特定するのに必要な情報を得ることができるようになりました。

ただし、「給与債権に関する情報取得手続」は、以下の2種類の債権を有する債権者に限って、申し立てが認められます。

A：子の養育費など扶養義務等に係る定期債権

B：人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権

これは、預貯金債権に関する情報取得手続等、他の情報取得手続と大きく異なる点です。

【給与債権に関する情報取得手続の申立要件】

Q 6－2 給与債権に関する情報取得手続を申し立てるための要件を教えてください。

A 6－2 まず前提として、A：子の養育費など扶養義務等に係る定期債権か、B：人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権を有している必要があります。

そのうえで、不動産に関する情報取得手続と同様、以下の各要件を満たす必要があります（Q 5－2 参照）

- ① 確定判決、仮執行宣言付判決、和解調書、公正証書など執行力のある債務名義を持っていること
- ② 強制執行の不奏功等の要件を満たすこと（Q 3－2 参照）
- ③ 財産開示の手続を経ていること（Q 5－3 参照）

そして、当該財産開示手続の期日から3年以内に、裁判所に、給与債権に関する情報取得手続の申立を裁判所にしなければなりません。

【給与債権に関する情報取得手続の対象となる機関】

Q 6－3 給与債権に関する情報取得手続の対象となる機関はどこですか。

A 6－3 大きく分けて、次の2種類の機関です。

- ・ 市町村民税の徴収機関である市町村
- ・ 厚生年金保険に関する事務を扱う実施機関（具体的には、日本年金機構、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団。以下「日本年金機構等」といいます。）

【給与債権に関する情報取得手続で取得できる情報】

Q 6－4 給与債権に関する情報取得手続によって、どのような情報を取得することができますか。

A 6－4 市町村及び日本年金機構等から、

- ・ 債務者に給与・賞与等の支払をする者（勤務先会社等）の存否
- ・ その者（勤務先会社等）が存在するときは、その社名又は名称及び住所を取得することができます。

【慰謝料の取扱い】

Q 6－5 給与債権に関する情報取得手続は、その金銭債権が限定されており、「人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権」が対象となるのですが、例えば交通事故で人身事故となった場合の慰謝料はどうなるのでしょうか。

A 6－5 このような慰謝料請求権は、「人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償

償請求権」に含まれると解釈されています。

その他にも、例えば、加害者の行為により債権者がP T S Dやメンタル不全を発症するなど精神的機能の障害が認められるケースも「人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権」に含まれるとされています。

Q 6－6 養育費等の債権や人の生命・身体の侵害による損害賠償請求権を弁済により代位取得した者は、給与債権に関する情報取得手続の申立ができるのでしょうか。

A 6－6 申立することができると解釈されています。

給与債権に関する情報取得手続の申立権者が限定されているのは、養育費等の債権や人の生命・身体の侵害による損害賠償請求権という債権の特殊性に着目したからです。

したがって、一般論としては、弁済の代位によって、債権の法的性質は変わりませんので、申立が可能であると解釈されています。

VII その他留意すべき事項

Q 7 第三者からの情報取得手続を利用しようとするにあたって、普段から注意しておくべきことはありますか。

A 7 第三者からの情報取得手続をスムーズに行うためには、債務者が預金口座を有する金融機関や、所有する不動産の所在地等の情報を確保しておく必要があります。さらに債務者が居住する市町村や、婚姻等による改姓の有無等の情報も収集・保管しておくべきと考えられます。

以 上